

周波数再編アクションプラン（令和3年度版）（案）に対する意見

該当箇所（ページ番号、項目等）	意見
無線LANのさらなる高度化等に向けた対応（11ページ、28ページ）	<ul style="list-style-type: none"> ・無線LANの6GHz帯（5925～7125MHz）への周波数帯域の拡張に係る技術的条件について検討を進め、令和4年3月頃までに情報通信審議会において一部答申を得るとしてはいますが、同帯域では放送事業者が、放送本線の伝送を行う番組中継用の固定局を24時間365日、基幹放送局と一体的に運用しています。また素材伝送用のFPUを運用し、日常的に報道取材や番組制作を行っております。放送事業者にとっては、固定局およびFPUによる業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 ・「周波数再編アクションプラン（令和2年度第2次改定版）」および「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書」の意見募集結果に示されたとおり、本件については、既存無線システムの運用に配慮し、慎重かつ丁寧な検討が尽くされることが肝要です。 ・本件は情報通信技術分科会・陸上無線通信委員会「5.2GHz帯及び6GHz帯無線LAN作業班」において一部答申に向けた技術検討を行っており、民放からも構成員が参加し、既存無線システムとの周波数共用について検討しております。しかしながら、9月までに提案のあった無線LANの送信・運用条件では、民放事業者としては周波数共用が困難との見解であり、ハードルの高さが指摘されているところです。答申のスケジュールに固執することなく、また万が一にも結論ありきとならないよう、所要の審議を行っていただきたいと考えます。 ・マイクロ波帯の放送事業用無線システムにつきましては、これまでも各種無線システムとの周波数共用検討が行われており、情報通信審議会の委員会報告等において、周波数共用検討の検討結果と、そのベースとなる許容干渉量や共用基準などの知見が蓄積されています。これらの先行事例を尊重しつつ、今回の共用検討を実施すべきものと考えます。

V 2 X [5.9GHz帯] (28ページ)	<ul style="list-style-type: none">• 同帯域も 6 GHz帯と同様に、放送事業者が、放送本線の伝送を行う番組中継用の固定局を24時間365日、基幹放送局と一体的に運用しています。また素材伝送用のF P Uを運用し、日常的に報道取材や番組制作を行っております。放送事業者にとっては、固定局およびF P Uによる業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。• 今回の記載内容は「令和2年度改定版」および「令和2年度第2次改定版」と同様ですが、これらの意見募集結果で示されたとおり、V 2 X通信技術の導入に向けた検討は、既存免許人の意見を十分に聴取するとともに、既存無線システムの運用等に十分配慮して実施することが肝要です。• これまでの技術検討により、周波数共用のハードルの高さが指摘されているところですので、スケジュールに固執することなく、また万が一にも結論ありきとならないよう、所要の審議を行っていただきたいと思います。
-------------------------	--